

北海道告示第518号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及びヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成26年7月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 実施の目的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 市 町 村 名	実 施 の 期 日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
--------------------	--

奈 井 江 町	平成26年9月1日から10月3日まで
---------	--------------------

由 仁 町	同 9月29日から12月5日まで
-------	------------------

新 冠 町	同 9月1日から12月19日まで
-------	------------------

八 雲 町	同 10月6日から平成27年1月16日まで
-------	-----------------------

士 別 市	同 9月1日から平成27年1月16日まで
-------	----------------------

美 瑛 町	同
-------	---

羽 幌 町	同 9月1日から12月12日まで
-------	------------------

天 塩 町	同
-------	---

浜 頓 別 町	同 10月21日から12月16日まで
---------	--------------------

枝 幸 町	同 9月1日から11月14日まで
-------	------------------

雄 武 町	同 9月1日から平成27年3月31日まで
-------	----------------------

士 幌 町	同 10月20日から平成27年1月30日まで
-------	------------------------

鹿 追 町	同 9月1日から12月12日まで
-------	------------------

幕 別 町	平成27年1月5日から3月27日まで
-------	--------------------

本 別 町	平成26年9月16日から12月12日まで
-------	----------------------

別 海 町	同 10月1日から平成27年2月27日まで
-------	-----------------------

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

2(1) 実施の目的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 市 町 村 名	実 施 の 期 日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
--------------------	--

士 別 市	平成26年9月1日から平成27年1月16日まで
-------	-------------------------

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

3 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第519号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛の結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成26年7月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 市 町 村 名	実 施 の 期 日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
--------------------	--

江 別 市	平成26年9月29日から11月28日まで
-------	----------------------

小 樽 市	同 9月29日から12月12日まで
-------	-------------------

京 極 町	同
-------	---

俱 知 安 町	同
---------	---

余 市 町	同
-------	---

赤 井 川 村	同
---------	---

名 寄 市	同 9月16日から12月26日まで
-------	-------------------

幌 加 内 町	同
---------	---

雄 武 町	同 9月1日から平成27年3月31日まで
-------	----------------------

士 幌 町	同 10月20日から平成27年1月30日まで
-------	------------------------

鹿 追 町	同 9月1日から12月12日まで
-------	------------------

幕 別 町	平成27年1月5日から3月27日まで
-------	--------------------

本 別 町	平成26年9月16日から12月12日まで
-------	----------------------

- 別海町同 10月1日から平成27年2月27日まで
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のものを除く。
- 2(1) 実施の目的
牛の結核病の発生予防のため
- (2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
名 寄 市 平成26年9月16日から12月26日まで
幌 加 内 町 同
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で種付けの用に供する雄牛
- 3 実施の方法
- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第520号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成26年7月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 実施の目的
牛のヨーネ病の発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
由 仁 町 平成26年9月29日から12月5日まで
豊 浦 町 同 10月14日から12月19日まで
厚 真 町 同
新 冠 町 同 9月1日から12月19日まで
八 雲 町 同 10月6日から平成27年1月16日まで
奥 尻 町 同 10月1日から12月12日まで
士 別 市 同 9月1日から平成27年1月16日まで

- 美 瑛 町 同
遠 別 町 同 9月1日から12月12日まで
浜 頓 別 町 同 10月21日から12月16日まで
江 差 町 同 9月1日から11月14日まで
雄 武 町 同 9月1日から平成27年3月31日まで
帯 広 市 同 9月1日から10月31日まで
音 更 町 同 10月14日から平成27年1月16日まで
士 幌 町 同 9月1日から10月31日まで
別 海 町 同 10月1日から平成27年2月27日まで
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止対策を講じている農場に飼養されているものを除く。
- 4 実施の方法
- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第521号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成26年7月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 実施の目的
馬伝染性貧血の発生予防のため
- (2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
小 清 水 町 平成26年10月1日から12月26日まで
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬。ただし、生後180日未満のものを除く。
- 2(1) 実施の目的
馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
小 清 水 町 平成26年10月1日から12月26日まで
根 室 市 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの、種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬、家畜伝染病予防法第13条第1項の届出をしているもの及び家畜防疫員が疾病その他の事由により検査を受けることが困難と認めたものを除く。

3 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第522号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成26年7月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
新 得 町 平成26年9月1日から平成27年3月31日まで
清 水 町 同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第523号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、伊達土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成26年7月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名 住 所
就 任	平成26. 4. 7	理 事	横岸澤 律 夫 伊達市上長和町266番地1
同	同	同	遊 佐 義 秀 同 長和町356番地2
同	同	同	加 藤 孝 吉 同 長和町248番地9
同	同	同	上 野 康 雄 同 上長和町323番地
同	同	同	八木沼 保 幸 同 上長和町436番地3
同	同	同	船 迫 昇 同 長和町470番地
同	同	同	岡 本 康 成 同 清住町54番地
同	同 26. 4. 1	監 事	大 坪 孝 雄 同 上長和町144番地3
同	同	同	遠 藤 活 典 同 上長和町197番地
退 任	同 26. 4. 6	理 事	横岸澤 律 夫 同 上長和町266番地1
同	同	同	遊 佐 義 秀 同 長和町356番地2
同	同	同	加 藤 孝 吉 同 長和町248番地9
同	同	同	上 野 康 雄 同 上長和町323番地
同	同	同	八木沼 保 幸 同 上長和町436番地3
同	同	同	寺 島 茂 之 同 館山町32番地3
同	同	同	森 紀 夫 同 館山下町71番地
同	同 26. 3. 31	監 事	大 坪 孝 雄 同 上長和町144番地3
同	同	同	遠 藤 活 典 同 上長和町197番地

北海道告示第524号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年7月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域の箇所番号
小樽塩谷2丁目9（Ⅰ－1－505－3022）
- 2 土砂災害警戒区域の表示
小樽市塩谷2丁目（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第525号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年7月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽忍路1丁目7（I－1－503－3020）
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市忍路1丁目（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 4 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第87号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成26年7月22日

北海道渡島総合振興局長 宮 内 孝

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）一式
イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり4,100枚
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 平成26年10月1日から平成31年9月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達する物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達する物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成26年7月22日（火）から同年8月7日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041－8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局地域政策部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階402号会議室（送付による場合は、郵便番号 041－8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課）

- (2) 入札日時 平成26年8月19日（火）午後3時30分（送付による場合は、

同月18日（月）までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成26年4月15日付け北海道渡島総合振興局告示第48号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1月当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課

(2) 所 在 地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号

(3) 電 話 番 号 0138-47-9416

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

Lease of copying machine 1 set

B Bid tendering date and time : 3 : 30 P.M., August 19, 2014 (If mailed, bids must arrive no later than August 18, 2014)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan

Phone : 0138-47-9416

北海道オホーツク総合振興局告示第89号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年7月22日

北海道オホーツク総合振興局長 森 田 良 二

1 落札に係る物品等の名称及び数量

自走式リール巻取散水機ほか2品目 全82点

2 落札を決定した日

平成26年7月8日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 緑産株式会社

(2) 住 所 神奈川県相模原市中央区田名3334番地の5

4 落札金額

150,012,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年5月23日付け北海道オホーツク総合振興局告示第70号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課

(2) 所在地 網走市北7条南3丁目

北海道釧路総合振興局告示第9号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年7月22日

北海道釧路総合振興局長 土 榮 正 人

1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) ロータリ除雪車 (2.2m/2,300 t 級) 1 台 (ロータリ除雪車 (300P S 級) 1 台と交換) (2) ロータリ除雪車 (1.5m/800 t 級) 1 台 (ロータリ除雪車 (80P S 級) 1 台と交換) 2 落札を決定した日 平成26年 7 月10日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社日本除雪機製作所 (2) 住 所 札幌市手稲区稲穂 3 条 6 丁目 4 番38号 4 落札金額 (1) 34,128,000円 (2) 20,304,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成26年 5 月30日付け北海道釧路総合振興局告示第 4 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 釧路市双葉町 6 番10号 北海道釧路総合振興局告示第10号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成26年 7 月22日 北海道釧路総合振興局長 土 榮 正 人 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 除雪トラック (10 t 級 6 × 6 専用型) 2 台 (除雪トラック (10 t 級 6 × 6 専用型) 1 台と交換) 2 随意契約の相手方を決定した日 平成26年 7 月10日 3 随意契約相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 東北海道日野自動車株式会社 (2) 住 所 帯広市西20条北 1 丁目 3 番 2 号 4 随意契約に係る契約金額 75,028,000円	5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令 (昭和22年政令16号) 第167条の 2 第 1 項第 8 号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 釧路市双葉町 6 番10号
--	---